

## 第2期 中間決算公告

平成19年04月01日から  
平成19年09月30日まで

平成19年12月28日  
東京港区虎ノ門4丁目3番1号  
株式会社 新韓銀行  
日本における代表者 李 信 基

平成19年9月30日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	1,825	預 金	51,329
コ ー ル ロ ー ン	—	譲 渡 性 預 金	—
買 現 先 勘 定	—	コ ー ル マ ネ ー	1,200
債券貸借取引支払保証金	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 手 形	—	債券貸借取引受入担保金	—
買 入 金 銭 債 権	—	売 渡 手 形	—
商 品 有 価 証 券	—	コマーシャル・ペーパー	—
金 銭 の 信 託	—	借 用 金	27,179
有 価 証 券	7,472	外 国 為 替	—
貸 出 金	91,613	そ の 他 負 債	793
外 国 為 替	23,749	賞 与 引 当 金	—
そ の 他 資 産	572	退 職 給 付 引 当 金	44
有 形 固 定 資 産	341	特 別 法 上 の 引 当 金	—
無 形 固 定 資 産	214	繰 延 税 金 負 債	—
繰 延 税 金 資 産	—	負 の の れ ん	—
支 払 承 諾 見 返	3,569	支 払 承 諾	3,569
貸 倒 引 当 金	△5,602	本 支 店 勘 定	38,475
本 支 店 勘 定	2,020	小 計	122,592
		利 益 準 備 金	2,000
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	1,124
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	61
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—
		土 地 再 評 価 差 額 金	—
合 計	125,778	合 計	125,778

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ⇒ 該当なし
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 ⇒ 該当なし
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ⇒ 該当なし
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か ⇒ 該当なし

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法 ⇒ 時価評価
- ② 有形固定資産の減価償却の方法 ⇒ 法人税法による定率法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 ⇒ 平成19年9月28日現在の外為相場によるTTM（電子仲値）
- ④ 貸倒引当金の計上方法 ⇒ 法人税法の規定による法定繰入率による引当の他、取引先の資産内容等を考慮し当行で定められた基準により計上
- ⑤ 退職給付引当金の計上方法 ⇒ 要支給額の全額を繰入
- ⑥ リース取引の処理方法 ⇒ 経費として処理
- ⑦ ヘッジ会計の方法 ⇒ 時価評価

- ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 ⇒ 該当なし
- ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 ⇒ 毎月末現在における時価による評価
- ⑩ その他採用した重要な会計方法 ⇒ 該当なし
- (3) 会計方針又は記載方法を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性に乏しいものを除く）
- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続きについて変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続きとの間に相違がみられるときを含む）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 ⇒ 該当なし
- ② 表示方法を変更したときは、その内容 ⇒ 該当なし
- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる
- 破綻先債権 ⇒ 該当なし
- 延滞債権 ⇒ 該当なし
- 3ヶ月以上延滞債権 ⇒ 2,458百万円
- 貸出条件緩和債権 ⇒ 該当なし
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りではない ⇒ 該当なし
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- 減価償却累計額 ⇒ 536百万円
- 圧縮記帳額 ⇒ 該当なし
- (8) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときには、その総額。
- ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る）は、この限りでない。 ⇒ 該当なし
- (9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときには、その総額。
- ただし、預金はこの限りでない。 ⇒ 該当なし
- (10) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- 担保提供されている資産内容 ⇒ 該当なし
- 担保提供されている金額 ⇒ 該当なし
- 担保に係る債務の金額 ⇒ 該当なし
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 ⇒ 該当なし
- (12) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 ⇒ 該当なし
- (13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 ⇒ 該当なし
- (14) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 ⇒ 該当なし
- (15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 ⇒ 該当なし
- (16) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 ⇒ 該当なし
2. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること ⇒ 該当なし
3. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること ⇒ 該当なし

〔平成19年4月1日から〕  
〔平成19年9月30日まで〕

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		1,956
資金運用収益	1,608	
(うち貸出金利息)	(1,057)	
(うち有価証券利息配当金)	(175)	
役務取引等収益	218	
その他業務収益	72	
その他経常収益	56	
経常費用		1,198
資金調達費用	626	
(うち預金利息)	(143)	
役務取引等費用	21	
その他業務費用	—	
営業経費用	494	
その他経常費用	56	
経常利益		757
(又は経常損失)		—
特別利益		26
特別損失		0
税引前中間純利益		783
(又は税引前中間純損失)		—
法人税、住民税及び事業税		—
法人税等調整額		—
中間純利益		783
(又は中間純損失)		—
前期繰越利益剰余金		340
利益準備金積立額		—
利益準備金取崩額		—
本店への送金		—
(本店からの補填金)		—
中間繰越利益剰余金		1,124

(記載上の注意)

1. 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2. 本部経費負担額を注記すること。  
 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
  - (1) 直接経費(派遣職員給与等)
  - (2) 間接経費割当額
3. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。